

川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程（平成22年川崎市水道局規程第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。